

# 広域最終処分場建設工事

## 特記仕様書

平成 30 年 10 月

東総地区広域市町村圏事務組合



# 目 次

第1編 総則.....	1
第1章 工事概要.....	1
第1節 工事名称.....	1
第2節 施工地名.....	1
第3節 工事期間.....	1
第4節 工事内容.....	1
第2章 一般事項.....	3
第1節 総則.....	3
第2節 適用.....	3
第3節 用語の定義.....	3
第4節 監督補助員.....	3
第5節 施工計画書.....	4
第6節 工事材料及び機器.....	4
第7節 建築副産物.....	4
第8節 施工監理.....	4
第9節 工事中の安全確保.....	5
第10節 後片付け.....	7
第11節 環境対策.....	7
第12節 交通安全管理.....	7
第13節 諸法令の遵守.....	7
第14節 提出書類.....	8
第15節 完成図書.....	9
第16節 工事記録写真.....	10
第17節 事業報告書の提出.....	10
第18節 保険の付保及び事故の補償.....	10
第19節 社内検査.....	10
第20節 品質証明.....	10
第21節 工事特性・創意工夫・社会性等.....	11

第22節	技術者等の選任	11
第23節	使用機械	12
第24節	踏荒し	12
第25節	かし担保	12
第26節	電子納品	13
第27節	夜間作業の制限	13
第28節	作業時間の変更	13
第29節	危険防止対策	13
第30節	爆発及び火災の防止	14
第31節	仮設工事等	14
第32節	工事用進入道路	14
第33節	仮設電気・他	15
第34節	工事関係資料	15
第35節	作業時間	15
第36節	工事打合せ	15
第37節	その他	16

## 第2編 土木建築工事 17

第1章	土木建築工事	17
第1節	工事測量	17
第2節	残土処理	17
第3節	工事仕様	18
第4節	準備（伐採）工事	19
第5節	仮設工事	20
第6節	土工事	20
第7節	擁壁工事	23
第8節	被覆工事、埋立ピット本体工事	25
第9節	地下水集排水施設工事	25
第10節	遮水工事	27
第11節	雨水集排水施設工事	32
第12節	雨水流出抑制施設工事及び消防水利施設工事	35
第13節	浸出水集排水施設工事	35
第14節	埋立ガス処理施設工事	36

第15節	モニタリング施設工事.....	37
第16節	道路設備工事.....	37
第17節	困障設備工事.....	39
第18節	付帯設備工事.....	40
第19節	植生工事.....	40
第20節	広域最終処分場工事区分.....	41

# 第 1 編 総則

## 第 1 章 工事概要

本工事は、東総地区広域市町村圏事務組合（以下「本組合」という。）において溶融飛灰処理物を埋立処分するための最終処分場本体及び関連施設等の建設工事である。

### 第 1 節 工事名称

広域最終処分場建設工事

### 第 2 節 施工地名

千葉県銚子市森戸町 953 番外

### 第 3 節 工事期間

契約締結日の翌日から平成 33 年（2021 年）3 月 25 日まで

### 第 4 節 工事内容

工事内容は、以下のとおりとする。

#### 1. 土木建築工事

(1) 準備（伐採）工事	1 式
(2) 仮設工事	1 式
①場内仮設道路工	1 式
②工事用進入道路工	1 式
③鉄筋挿入工	1 式
(3) 土工事	1 式
①土工（切土工、盛土工）	1 式
②法面整形工	1 式
③地盤改良工	1 式
(4) 擁壁工事	1 式
①擁壁工 土工	1 式
②コンクリートブロック積工	1 式
③プレキャスト L 型擁壁工（H=3.5m～H=5.0m）	1 式
④ L 型擁壁工	1 式
⑤逆 T 型擁壁工	1 式
⑥重力式擁壁工	1 式
⑦軽量盛土工	1 式

⑧プレキャストL型擁壁工 (H=2.0m)	1 式
(5) 被覆工事、埋立ピット本体工事	1 式
(6) 地下水集排水施設工事	1 式
①地下水集排水管 土工	1 式
②地下水集排水管工 (遮水工底部)	1 式
③地下水集排水管 (管理棟部)	1 式
(7) 遮水工事	1 式
①遮水シート工	1 式
②漏水検知システム設置工	1 式
(8) 雨水排水施設工事	1 式
①土工	1 式
②雨水排水側溝、接続柵工	1 式
③法面排水工、現況沢排水工	1 式
④雨水流出抑制施設工	1 式
⑤消防水利施設工	1 式
(9) 雨水流出抑制施設工事、消防水利施設工事	
(10) 浸出水集排水施設工事	1 式
①浸出水集排水設備工	1 式
②浸出水集排水管工	1 式
(11) 埋立ガス処理施設工事	1 式
①ガス抜き設備工	1 式
(12) モニタリング施設工事	1 式
①モニタリング井戸	1 式
②モニタリング柵	1 式
(13) 道路設備工事	1 式
①道路等設備土工	1 式
②舗装工	1 式
③防護柵工	1 式
④区画線工	1 式
⑤計量設備工	1 式
(14) 囲障設備工事	1 式
①囲障工	1 式
②門扉工	1 式
(15) 付帯設備工事	1 式
(16) 植生工事	1 式

## 第2章 一般事項

### 第1節 総則

本特記仕様書は、本組合が発注する「広域最終処分場建設工事」（以下「本工事」という。）に適用する。

なお、浸出水処理施設・管理棟の建設工事については性能発注となるため、別途「広域最終処分場建設工事発注仕様書（浸出水処理施設・管理棟）」を参照すること。また、建設にあたり各事業者間で調整を行い、円滑に工事を進めること。

### 第2節 適用

1. 本工事の施工は、下記に示す図書のほか、「特記仕様書」によるものとする。
  - 1) 千葉県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）
  - 2) 千葉県土木工事施工管理基準（以下「管理基準」という。）
  - 3) 工事請負契約書（以下「請負契約書」という。）
  - 4) 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）（以下「標準仕様書」という。）
  - 5) コンクリート標準示方書 施工編（土木学会）
  - 6) 東総地区広域市町村圏事務組合建設工事適正化指導要領
2. 「共通仕様書」「特記仕様書」の記載内容の優先については、「特記仕様書」、「共通仕様書」の順によるものとする。

### 第3節 用語の定義

1. 設計図書とは、下記に示す図書のことをいう。
  - 1) 設計図面
  - 2) 工事数量総括表
  - 3) 特記仕様書
  - 4) 共通仕様書
2. 仕様書は、各工事に共通する「共通仕様書」と各工事ごとに規定される「特記仕様書」の総称とする。
3. その他の用語は、「共通仕様書」によるものとする。

### 第4節 監督補助員

本工事は施工監理業務を建設コンサルタント等に委託する予定であり、コンサルタント等から監督補助員を配置する工事である。監督補助員は監督員等と同等の権限を有し、受注者はその指示に従わなければならない。



## 第5節 施工計画書

1. 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての「施工計画書」を監督員に提出しなければならない。受注者は、「施工計画書」を遵守し工事の施工に当たらなければならない。
2. 受注者は、「施工計画書」に記載する事項については「共通仕様書」第1編 1-1-4 施工計画書によるものとする。監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。
3. 受注者は、「施工計画書」の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、「変更計画書」を監督員に提出しなければならない。
4. 受注者は、「施工計画書」を提出した後、監督員が指示した事項について、さらに詳細な「施工計画書」を提出しなければならない。また、受注者は、監督員が指示した事項について、その内容を説明しなければならない。

## 第6節 工事材料及び機器

工事材料については、「共通仕様書」第2編 材料編によるものとする。

機器は、すべてそれぞれの用途に適する欠点のない製品で、かつすべて新品とし、日本工業規格（JIS）、電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電機工業会標準規格（JEM）等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用しなければならない。なお、本組合が指定した場合は使用材料及び機器等の立会検査を行うこと。

## 第7節 建設副産物

1. 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督員と協議するものとし、任意の仮設工事にあつては、監督員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、「千葉県建設リサイクル推進計画 2016 ガイドライン」に基づき、建設資材の利用又は建設副産物の発生・排出の有無にかかわらず、請負金額 100 万円以上の工事について、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、「施工計画書」に含め各 1 部提出しなければならない。また、最終請負金額が 100 万円以上の工事について、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、各 1 部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておかななければならない。

## 第8節 施工管理

1. 受注者は、工事の施工にあたっては、「施工計画書」に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。
2. 監督員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測

定頻度を変更することができるものとする。この場合、受注者は、監督員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。

- 1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
  - 2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
  - 3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
  - 4) 前各号に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合
3. 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができるものとする。
4. 受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。
5. 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。
6. 受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。
7. 受注者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。
8. 受注者は、「管理基準」により施工管理を行い、また、「管理基準」の写真管理基準により土木工事の写真管理を行って、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。
9. なお、「管理基準」に定められていない工種又は項目については、監督員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。
10. 受注者は、本組合が行う関係機関との協議及び官公署等への申請（交付金等を含む。）に全面的に協力するとともに、必要に応じ同席し、本組合の指示により必要な書類・資料等を作成・提示するものとする。

## 第9節 工事中の安全確保

1. 受注者は、「土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成29年3月31日)」、「建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)」、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければ

- ばならない。
2. 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
  3. 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。
  4. 受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。
  5. 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。
  6. 受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出しなければならない。
  7. 受注者は、道路管理者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
  8. 受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
  9. 監督員が、「労働安全衛生法」第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。
  10. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、「労働安全衛生法」等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。
  11. 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡しなければならない。
  12. 受注者は、工事施工箇所に地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。
  13. 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、関係者と調整し適切な処理を行う。
  14. 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。
  15. 受注者は、施工計画の立案にあたっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上、施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の施工にあたっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。

## 第10節 後片付け

受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

## 第11節 環境対策

受注者は、「広域最終処分場建設に係る生活環境影響調査書」（平成29年5月、東総地区広域市町村圏事務組合）及び「千葉県環境保全条例」等に基づき環境保全に努め工事を行うこと。また、受注者は、環境への影響が予知され、又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告しなければならない。

## 第12節 交通安全管理

受注者は、交通安全管理については、下記によるものとするが、現場の実状に応じた施工方法等により、交通安全管理を実施しなければならない。

- 1) 受注者は、夜間時には保安灯等を設置するものとし、工事期間中は保安灯・バリケード等の保守点検を実施しなければならない。
- 2) 受注者は、工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路等に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、必要に応じて交通の誘導・整理を行う者（交通誘導員）を配置し、公衆の交通の安全を確保しなければならない。また、十分な散水、清掃を行う。
- 3) 受注者は、設置した保安施設が常に良好な状態を保つよう、日々の保守点検を行わなければならない。

## 第13節 諸法令の遵守

受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は「共通仕様書」第1編 1-1-34 諸法令の遵守に示す81項目の他、特に次の法令についても遵守すること。

- 1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（環境省）
- 2) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（環境省）
- 3) 廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領（全国都市清掃会議）
- 4) 廃棄物最終処分場性能指針（厚生省）

- 5) 環境基本法（環境省）
- 6) 水質汚濁防止法（環境省）
- 7) 大気汚染防止法（環境省）
- 8) 悪臭防止法（環境省）
- 9) 騒音規制法（環境省）
- 10) 振動規制法（環境省）
- 11) 土壌汚染対策法（環境省）
- 12) ダイオキシン類対策特別措置法（環境省）
- 13) 千葉県環境保全条例（千葉県）
- 14) 千葉県環境保全条例施行規則（千葉県）
- 15) 日本工業規格（JIS）
- 16) 電気規格調査会規格（JEC）
- 17) 日本電機工業会標準規格（JEM）
- 18) 日本電線工業会標準規格（JCS）
- 19) 電気用品安全法（経済産業省）
- 20) 電気設備に関する技術基準を定める省令（経済産業省）
- 21) 内線規定（一般社団法人日本電気協会）
- 22) 電力会社電気供給約款及び同取扱細則（東京電力）
- 23) 建築基準法（国土交通省）
- 24) 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 25) 公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 26) 建築工事施工監理指針（上）（下）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 27) コンクリート標準示方書（土木学会）
- 28) 労働安全衛生法（厚生労働省）
- 29) 消防法（総務省）
- 30) 毒物及び劇物取締法（厚生労働省）
- 31) その他諸関連法令、条例、規格等に関する諸条件

#### 第14節 提出書類

受注者は、契約書に定めるもののほか、提出すべき書類は下記のものとし標準様式等により監督員へ提出しなければならない。

- 1) 施工計画書（着手時、変更時）
- 2) 材料確認願
- 3) 段階確認書
- 4) 確認・立会願

- 5) 工事打合簿（指示・協議・承諾・提出・報告・届出簿）
- 6) 工事履行報告書
- 7) 品質管理図表
- 8) 出来形管理（測定）図表
- 9) 施工体制台帳及び施工体系図
- 10) 安全訓練等実施報告

## 第 15 節 完成図書

受注者は、工事竣工に際して、完成図書として次のものを提出すること。

- |                                 |         |
|---------------------------------|---------|
| 1) 竣工図                          | 5 部     |
| 2) 変更図書及び検討書                    | 3 部     |
| 3) 1), 2) の原図原稿                 | 1 部     |
| 4) 試験成績書（強度、品質）                 | 3 部     |
| 5) 管理・出来形図                      | 1 部     |
| 6) 資材搬入書類（伝票の写しを含む）             | 1 部     |
| 7) 設計計算書                        | 3 部     |
| 8) 工事日報、工事月報                    | 2 部     |
| 9) 工事進捗状況表（月末毎）                 | 7 部     |
| 10) 工事進捗状況写真（月末毎）               | 7 部     |
| 11) 実施工程表（全体・月間・週間）             | 7 部     |
| 12) 工事写真（ダイジェスト版を含む）            | 2 部     |
| 13) 工事写真のデータ（有効画素数、記録形式は確認）     | 1 式     |
| 14) 承諾書類                        | 1 式     |
| 15) 打合せ議事録                      | 7 部     |
| 16) 施設パンフレット（カラー印刷見開き、一式）       | 1,000 部 |
| （最終処分場本体工事、浸出水処理施設建設工事を合わせたもの。） |         |
| 17) 工事説明用パンフレット                 | 適宜      |
| （最終処分場本体工事、浸出水処理施設建設工事を合わせたもの。） |         |
| 18) 説明用 DVD（工事中含）               | 1 式     |
| （最終処分場本体工事、浸出水処理施設建設工事を合わせたもの。） |         |
| 19) 航空写真（ドローン等含む）撮影             | 1 式     |
| 20) その他本組合の指示する図書               | 1 式     |

以上についてとりまとめ書式等は本組合の指示を受け、受注者の負担で作成する。

また、本事業は循環型社会形成推進交付金対象事業の会計検査対象工事であるため、各種書類の提出を行うこと。また、完成図書は整理・保存に努めること。

## 第16節 工事記録写真

受注者は、工事写真撮影計画書を作成し監督員へ提示し承諾を得なければならない。

## 第17節 事業報告書の提出

1. 本工事は循環型社会形成推進交付金対象事業である。
2. 受注者は、交付金に係る交付申請書、実績報告書等の資料作成を行い、監督員へ提出すること。また、工事内容により関係官庁への認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、その必要図書の作成及び手続きは、受注者の経費負担により代行するものとする。
3. 本組合の指示に従い、交付申請書・実績報告書に必要な図面、写真（着工前、工事中、完了後）等を各年度ごとにまとめる。この場合の提出時期及び内容については本組合の指示による。

## 第18節 保険の付保及び事故の補償

1. 受注者は、「雇用保険法」、「労働者災害補償保険法」、「健康保険法」及び「厚生年金保険法」の規定により、雇用者等の受注者は雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
3. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、本組合に提出しなければならない。

## 第19節 社内検査

社内検査結果は「社内検査実施結果報告書」（様式任意）と併せて、具体的な照査資料も提示するものとする。

## 第20節 品質証明

受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、以下の各号による。

- 1) 品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、中間検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、検査時まで監督員へ提出しなければならない。
- 2) 品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者で、10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りでない。
- 3) 受注者は品質証明員の経歴書及び資格証の写しを監督員に提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。
- 4) 品質証明は、関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般に

わたり行うものとする。

- 5) 原則として品質証明員は検査に立会わなければならない。

## 第21節 工事特性・創意工夫・社会性等

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫（事故防止対策における安全活動を含む。）や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、事前に「施工計画書」に記述すると共に、実施状況の説明資料を工事完了時までに提出しなければならない。

## 第22節 技術者等の選任

1. 受注者は現場代理人を選任するものとし、工事現場に常駐させるものとする。常駐すべき期間は契約工期が基本となるが、造成工事開始から試運転完了時まで工事現場に常駐させることとする。
2. 受注者は下記の専任の主任技術者（専任の監理技術者）を選任することとする。
  - 1) 共同企業体の代表者が選任する技術者
    - ・一級建築施工管理技士（国土交通大臣が同等以上の能力を有する者と認定した者（一級建築士）を含む。）であり、建設業法における建築工事に係る監理技術者資格者証を有する者（監理技術者講習修了証等により過去5か年以内に監理技術者講習を受講したことが認められることを含む。以下同じ。）。また、本工事の入札参加資格審査申請日までに3か月以上の雇用関係にある者を本工事に専任で配置できること。
    - ・一級土木施工管理技士（国土交通大臣が同等以上の能力を有する者と認定した者（技術士（建設部門）を含む。）であり、建設業法における土木工事に係る監理技術者資格者証を有する者（監理技術者講習修了証等により過去5か年以内に監理技術者講習を受講したことが認められることを含む。以下同じ。）。また、本工事の入札参加資格審査申請日までに3か月以上の雇用関係にある者を本工事に専任で配置できること。
  - 2) 共同企業体の代表者以外が選任する技術者
    - ・一級土木施工管理技士（国土交通大臣が同等以上の能力を有する者と認定した者（技術士（建設部門）を含む。）であり、建設業法における土木工事に係る監理技術者資格者証を有する者（監理技術者講習修了証等により過去5か年以内に監理技術者講習を受講したことが認められることを含む。）。また、本工事の入札参加資格審査申請日までに3か月以上の雇用関係にある者を本工事に専任で配置できること。
3. 契約締結後において施工現場が不稼動であることが明確な期間は必ずしも各技術者の専任を要さない。
4. 入札参加資格申請時に記載する、建築工事、土木工事の各業務を行う専任の技術者は、業務毎に複数名記載できるものとする。契約後、業務毎に技術者1名を選任することとする。



5. 配置技術者等の変更については、適正な施工確保を阻害する恐れがあることから、原則工期途中での交代を認めない。なお、入札参加資格申請により届出した時点から変更を認めないものとする。ただし、病休・死亡・退職などの特別な理由がある場合や、設計期間や工場での製作期間と現場での工事期間等で変更を認める場合は除く。

### 第23節 使用機械

使用機械は、「共通仕様書」第1編 1-1-30 環境対策によるものとする。

### 第24節 踏荒し

1. 受注者は、用地付近又は官民境界付近に接して工事を行う場合には、地権者の了承を得て着手しなければならない。
2. 受注者は、官民境界付近に構造物を施工し、民地側を踏荒し又は民地側の構造物等に損傷を与えた場合には、別途条件を明示された場合を除き、復旧しなければならない。

### 第25節 かし担保

施工におけるかし担保期間は、原則として引渡し後、以下に示す期間とする。ただし、本組合と受注者が協議の上、別途定める消耗品についてはこの限りではない。

なお、かしが受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間を施設に関係なく10年とする。

- 1) 建築物における構造耐力上主要な部分 10年
- 2) 建築物における雨水の浸入を防止する部分 10年
- 3) 貯留構造物（コンクリートピット）における構造耐力上主要な部分 10年
- 4) コンクリート水槽躯体（防食工事含む） 10年
- 5) 遮水シートにおいては、材料10年、施工10年として保証書を提出すること。
- 6) 漏水検知システム 2年（維持管理は別途契約とする）
- 7) 浸出水処理施設のプラント設備 5年
- 8) その他の施設及び設備 2年

受注者は、引渡し後2年間は1年ごとに施設のかし検査を実施すること。その他、本組合は、施設の性能、機能、耐用等に疑義が生じた場合は、受注者に対しかし検査を行わせることができるものとする。受注者は、本組合と協議したうえで、かし検査を実施し、その結果を報告すること。かし検査にかかる経費は受注者の負担とする。かし検査によるかしの判定は、「かし担保確認要領書」により行うものとし、かしと認められる部分については、受注者の責任において改善・補修等を行うこと。

受注者は、あらかじめ「かし担保確認要領書」を本組合に提出し、承諾を得ること。

かし確認の基本的な考え方は、以下のとおりとする。

- 1) 運転上支障がある事態が発生した場合

- 2) 構造上・施工上の欠陥が発見された場合
- 3) 主要部分に亀裂、破損、脱落、曲がり、摩耗等が発生し著しい機能損失の場合
- 4) 性能に著しい低下が認められた場合
- 5) 主要装置の耐用が著しく短い場合

また、かし担保期間中に生じたかしは、受注者が本組合の指定する時期に無償で改善・補修等を行うこと。改善・補修等に当たっては、「改善・補修要領書」を提出し、承諾を得ること。

かし担保期間中のかし判定に要する費用は、受注者の負担とする。

## 第26節 電子納品

1. 電子納品の運用にあたっては千葉県県土整備部制定の「電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に準じて行うものとする。
2. 電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム・SXF ブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、確実にウィルスチェックを実施したうえで提出すること。
3. 電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出すること。

## 第27節 夜間作業の制限

原則として夜間作業は行わない。やむを得ず夜間作業を行う場合は、振動、騒音及び交通安全に配慮し、監督員及び関係者の許可を得るものとする。

## 第28節 作業時間の変更

1. 受注者は、設計図書に作業時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に作業時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督員に報告しなければならない。

## 第29節 危険防止対策

1. 設備機器・仮設物の防災、施工時の交通事故防止、その他危険防止については、十分な対策を講じなければならない。
2. 警察当局及び本組合の指示に従って必ず工事中諸車両通行止め、その他必要な道路標識を適確に設置し、赤色注意灯、夜間照明灯、保安柵等を設け、交通誘導員を配置しなければならない。
3. 工事進捗に従い、不用となった資材・機器等は速やかに片付け、交通の安全を図ること。
4. 降雨時においては、受注者は現場を巡回し、危険事態が生じた場合、直ちに応急処置を講じられるよう準備しなければならない。

5. 事前に本工事現場に立入る工事車両搬入ルートを確認しなければならない。

### 第30節 爆発及び火災の防止

1. 受注者は、火薬類の使用については、以下の規定による。
  - 1) 受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、「火薬類取締法」等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。
  - 2) なお、監督員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。
  - 3) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。
2. 受注者は、火気の使用については、以下の規定による。
  - 1) 受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を「施工計画書」に記載しなければならない。
  - 2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
  - 3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
  - 4) 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

### 第31節 仮設工事等

受注者は工事中、公衆に迷惑を及ぼす行為（公害の発生や近隣地権者との紛争を起すような行為）の無いよう十分な措置を講じなければならない。

工事中、特に危険と思われる箇所に防護柵等を設け、また公道、構内道路が工事用車両等で破損した場合は、監督員に報告の上、すみやかに補修を行うこと。

資材置場、作業員詰所、係員詰所等の計画は、計画書作成の上、監督員の承諾を得ること。

### 第32節 工事用進入道路

1. 工事用進入道路入口までの道路は、急峻な坂や狭い箇所などがありトレーラー等の車両の制約を受けることに留意すること。
2. 工事用進入道路は、仮設工を平成30年度に実施するものとする。また、仮設工の計画については本組合及び関係機関等と事前協議を行うものとする。なお、工事用進入道路部分の本整備は、別途工事とする。
3. 工事にあたり、トレーラー等の通行に支障をきたす道路沿いの木の伐採は、受注者が必要に応じて実施すること。なお、伐採に先立ち、地権者の承諾は原則本組合が行う。

### 第33節 仮設電気・他

1. 本工事に必要な仮設電気、仮設水道、仮設電話、仮設用水、仮設排水は、本組合と協議の上「施工計画書」を作成し、承諾を得るものとする。

以下に留意事項を示す。

- ①水道、電気の引き込みが無いいため受注者の責任において準備すること。
- ②雨水排水以外は下流河川等へ排水できないものとする。
- ③工事に伴う汚水や生活雑排水等は受注者が責任をもって処理するものとする。
- ④工事用水等は、ローリー運搬等に対応すること。

これらに係る経費はすべて受注者の負担とする。

なお、整備完了予定時期、整備実施主体、実施範囲などは以下のとおりとする。

#### 【水道】

- ・整備完了予定時期：平成32年度中
- ・実施範囲（整備実施主体）：最終処分場内（本工事）、最終処分場入口まで（別途工事）  
（詳細は、第2編第1章第20節 広域最終処分場工事区分を参照）

#### 【電気】

- ・整備完了予定時期：平成32年度中
- ・実施範囲（整備実施主体）：最終処分場内（本工事）、最終処分場入口まで（別途工事）  
（詳細は、第2編第1章第20節 広域最終処分場工事区分を参照）

#### 【その他の工事所掌】

（詳細は、第2編第1章第20節 広域最終処分場工事区分を参照）

### 第34節 工事関係資料

1. 工事施工中、監督員と協議等を行った重要な事項については、打合記録簿することし、相互に確認・押印をしなければならない。
2. 受注者は、工事関係資料を他に公表又は貸出しをする場合は、本組合の許可を得ること。

### 第35節 作業時間

1. 作業時間は、工事着工前に監督員と打合せを行い、承諾を受けること。
2. 工事中に連休をする場合は、監督員の承諾を受けること。

### 第36節 工事打合せ

1. 本工事に係わる担当者会議（全体会議、定例工程会議、各工事別会議）を行うこととし、これらの打合せ日時は、監督員と受注者が協議の上決定する。また、担当者会議での打合せ議事録は、受注者が作成すること。
2. 打合せに必要なスペース（15人程度が会議できる）は、原則として受注者が確保する。
3. 定例工程会議時に実績工程表、予定工程表、進捗率を書面で明らかにし、提出すること。

また、進捗状況がわかる定点写真（写真は月末提出）を添付すること。なお、工程に遅れが発生した場合は、遅れの理由と遅れの回復方法について説明すること。

### 第37節 その他

1. 施工のために必要な仮設備の設置及び環境対策を行うこと。これらの内容、設置場所は本組合の指示によるが、費用は受注者の負担とする。
2. 工事事務所及び建設機材・工事資材・材料等の置場は、受注者が用地を探し、賃借料なども受注者が負担すること。本工事着工にあたっての地元同意条件を十分理解の上、安全な施設建設を行うこと。
3. 水道、電気の引き込みが無いので工事にあたり対応すること。
4. 本組合構成市産材・産品の使用や構成市内企業の技術力の活用、地元雇用の創出など、多方面において地域社会の貢献に努める。具体的には、宿泊施設の利用、材料の調達、弁当の調達などは極力地元を有効に活用すること。また、困障、洗車設備、植栽、道路などの地元業者で施工可能な工事については、地元の技術力の向上等を考慮し、極力地元を活用すること。
5. 指定仮設、任意仮設等、仮設について事前確認すること。
6. 工事中仮設便所等については、汲み取り式を想定しており、それにかかる費用は受注者が負担すること。
7. 工事着手前に工事現場周辺の住民に対して工事説明会等を行い、工事に対しての理解を得ること。
8. 地元行事の時期を把握し、工程調整を図ること。
9. 本工事の下流域では、工事区域から湧出する地下水を農業用水として利用しているため工事期間中に地下水が枯渇することのないよう適切な措置を講じ、地下水を保全すること。
10. 施設敷地内において、施設敷地境界から門扉までの間に、水道水塩素濃度測定器の設置場所（畳1畳程度）のスペースを確保すること。また、確保にあたり、銚子市水道局と事前に協議を行うこと。なお、測定器の設置工事・配線等は銚子市水道局が行うこととなる。

## 第2編 土木建築工事

### 第1章 土木建築工事

#### 第1節 工事測量

1. 受注者は工事契約後、速やかに仮水準点の設置及び中心線、縦横断等を確認し、監督員に報告しなければならない。これら地形の確認等に要する費用はすべて受注者の負担とする。
2. なお、仮水準点を設置するための基準点は、監督員の指示によるものとする。
3. 用地幅杭、仮水準点及び重要な工事測量杭は、原則として移設してはならない。
4. 但し、これを存置することが困難な場合には、監督員の承諾を得て移設し、復元することができる。
5. 設置したやり方、丁張等について、監督員が施工上必要期間の保存を求めた時は、受注者はこれに応じなければならない。
6. 測量に使用する巻尺は、原則として鋼巻尺とする。

#### 第2節 残土処理

1. 指定する土砂搬出先等の運搬先及び運搬距離等は以下のとおりとする。なお、指定された土砂搬出先等以外に土又は雑物を搬出する必要がある場合は、監督員と協議するものとする。

①土砂搬出先	銚子市	運搬距離	約 15km	予定運搬量 (締固め量)	約 3,000m <sup>3</sup>
②土砂搬出先	銚子市	運搬距離	約 9 km	予定運搬量 (締固め量)	約 3,000m <sup>3</sup>
③土砂搬出先	旭 市	運搬距離	約 15km	予定運搬量 (締固め量)	約 10,000m <sup>3</sup>
④土砂搬出先	匝瑳市	運搬距離	約 20km	予定運搬量 (締固め量)	約 10,000m <sup>3</sup>
⑤土砂仮置場	銚子市	運搬距離	約 15km	予定運搬量 (締固め量)	約 34,200m <sup>3</sup>

※上記①、②、③、④については平成31年1月から4月末までの間に搬出すること。
2. 土砂の搬出前には、本組合構成市または千葉県土砂等の埋め立てに関する条例を参考に土質検査(上記①～⑤において、5,000 m<sup>3</sup>につき1検体)を実施すること。その検査項目及び頻度は協議する。なお、検査前には関係機関との協議及び協議資料の作成を行うこと。また、「千葉県土砂運搬適正化対策要綱」に基づき、関係機関との協議を行うこと。
3. 1. ②及び③における土砂の搬出先については敷均しを、1. ⑤における土砂の仮置きの際は、敷均し及び法面整形等を行うこと。
4. 土砂仮置場の整理については、本組合の指示を得なければならない。
5. 土砂仮置場での土量については、土量計算が可能な部位の寸法とする(法長等を含む)。
6. 後日それを立証できるような資料を作成する(断面図、写真、ダンプ検収簿等)。また、

土量変化率（試験盛土）についても確認しておくこと。これらはすべて受注者により行うこと。

7. 土工事に使用する重機は、工事着工前に「施工計画書」及び現場打合せにより、監督員に確認すること。

### 第3節 工事仕様

#### 1. 工事内容

受注者は工事着工前、各工種についての内容の検討を行うこと。また、実施設計に関する資料については本組合より借用し、特に構造物の安定、地盤の必要支持力などの把握・検討等を行うこと。

また、設計に対する疑問点、誤りを発見した場合、監督員と協議を行い変更等の措置を講じること。

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、「共通仕様書」の適用すべき諸基準に加え下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。

- 1) 廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領（全国都市清掃会議）（以下「計画・設計・管理要領」という。）
- 2) 廃棄物最終処分場技術システムハンドブック（最終処分場技術システム研究会）
- 3) 廃棄物最終処分場遮水工技術・施工管理マニュアル（日本遮水工協会）
- 4) 道路土工－擁壁工指針（日本道路協会）
- 5) 道路土工－切工・斜面安定工指針（日本道路協会）
- 6) 道路土工－盛土工指針（日本道路協会）
- 7) 道路土工－カルバート工指針（日本道路協会）
- 8) 道路土工要綱（日本道路協会）
- 9) 道路土工－仮設工指針（日本道路協会）
- 10) 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- 11) アスファルト舗装要綱（日本道路協会）
- 12) 車両用防護柵標準仕様・同解説（日本道路協会）
- 13) 大規模宅地開発に伴う調整池技術基準（案）（日本河川協会）
- 14) コンクリート標準仕様書 設計編（土木学会）

検討に使用する主な参考文献は、

- ・千葉県開発許可制度の解説（都市計画法編）（千葉県県土整備部都市整備局都市計画課）
- ・千葉県林地開発許可審査基準（千葉県農林水産部森林課）

その他を参考とする場合は監督員の承認の上使用する。

## 2. 工事開始にあたっての留意事項

- 1) 設計座標図面を基に現場位置出しを行う。また、設計横断面に基づく現状地盤を確認し、相違があればその把握も行う。これらは監督員の立会い確認を受ける。
- 2) 使用土工機械については、着工前に設計書に基づく機械と実際に使用する機械の確認を行う。
- 3) 設計数量に対する実績数量は、設計数量算出方法と同様の方法で算出するものとする。
- 4) 場内造成掘削時には、特に転落防止に注意する。
- 5) 場内は、常に安全点検を充分に行いながら工事を進める。
- 6) 造成位置出しは 1/500 の全体配置図をもとに受注者の負担で行い、監督員の立会いを受ける。
- 7) 開発範囲の南西側には、高圧送電線が架空されていることから、工事にあたっては、高圧送電線及び人的離隔を十分に考慮し、事故がないよう施工を実施すること。また、工事着工前に東京電力パワーグリッド株式会社と事前協議を行うこと。
- 8) 工事に伴う濁水、汚水（コンクリート打設後の高 pH 排水等）や生活雑排水等は受注者が責任をもって処理し、河川等への放流は行わないこと。ただし、雨水排水については、沈砂池を設置し、濁水処理プラントで所定の水質まで処理した上で環境省が定める生活環境項目に係る『一律排水基準』を満足することを確認した上で放流すること。生活環境項目に係る排水基準は以下のとおりとする。

水素イオン濃度 (pH)                      5.8～8.6(海域外)

浮遊物質 (SS)                              200(日間平均 150)mg/L

※工事期間中 10 回（3 つ採取して平均値をとる）の水質検査を想定している。その検査費用は受注者の負担とする。

## 第 4 節 準備（伐採）工事

### 1. 目的

土工事等の施工に先立ち、伐開・除根物を撤去することを目的とする。

### 2. 施工

- 1) 伐根は図面に示す範囲とするが、施工に先立ち、施工範囲を明確にし、監督員の確認を受ける。施工方法についてはあらかじめ監督員と協議すること。
- 2) 発生した伐開・除根物は、適切な方法で処分することとするが、監督員と事前に協議を行うものとする。場外搬出を原則とするが、この場合、法に適合する方法で処分すること（マニフェストの提出等）。また、伐採後に埋蔵文化財の確認を行うため、銚子市教育委員会の現地踏査と試掘を実施するので留意すること。



## 第5節 仮設工事

### 1. 目的

工事区域以外への雨水及び濁水の流出を防止するとともに、工事車両の安全な通行を確保するための設備である。

### 2. 使用材料

#### 1) 場内仮設道路工：W=5.0m

- ①再生密粒度アスコン：A s 20F
- ②粒度調整碎石：M-40
- ③再生碎石：RC-40
- ④ガードレール基礎：H=500 mm

#### 2) 工事中用進入道路工：W=5.0m

- ①敷鉄板：25×1,524×3,048mm
- ②土留め杭

#### 3) 鉄筋挿入工：異型鉄筋

- ①異型鉄筋：SD345 D22
- ②プレート：150×150×9
- ③ナット、カップラー、スペーサー：D22 用
- ④グラウト材： $\delta_{ck}=24\text{N/mm}^2$
- ⑤溶接金網： $\phi 6-100\times 100$
- ⑥菱形金網： $\phi 2-50\times 50$
- ⑦アンカーピン：L=400 mm D13、L=200 mm  $\phi 9$
- ⑧水抜きパイプ：L=200 mm VP-50

### 3. 施工

土工事は「共通仕様書」第1編 2-3-2 掘削工、2-3-3 盛土工及び第3編 2-10-2 工事中用道路工及び2-10-22 法面吹付工に従い施工すること。

- 1) 雨水排水対策を行い、濁水が直接流下しないようにすること。
- 2) 指定以外の仮設道路、沈砂池等の設置は、受注者の負担において行うこと。

## 第6節 土工事

### 1. 目的

廃棄物の埋立ピット、浸出水処理施設、管理棟及びその他関連施設等を設置するための土地造成（地盤改良を含む）を目的とする。

### 2. 使用材料

#### 1) 使用材料

- ①セメント系固化材（六価クロム対応型）

### 3. 施工

土工事は「共通仕様書」第3編 第2章 一般施工第7節 地盤改良工に従い施工すること。

#### (1) 土工事

##### 1) 切土工

- ①場内の切盛土工計画及び測量結果を用いて運土計画を立案し、監督員の承諾を得なければならない。
- ②土工量（掘削、盛土の実績量）は図面、計算書により把握を行う。この場合の土質分類及び計算方法は監督員の確認を受ける。また、大きく切盛土工量及び残土処分量が変更となる場合、監督員・受注者との協議とする。（土工変化率の把握を行う。）残土処分地は設計図書に基づき監督員の指示する場所とする。
- ③掘削面より工事に影響のある湧水がある場合、すみやかに監督員と協議すること。
- ④既設構造物がある場合、損傷を与えないよう注意する。また、工事に支障が生じる場合、監督員と協議すること。
- ⑤降水時の地肌は防水シート（ブルーシート）等で覆い、土砂流出が起きないように注意すること。
- ⑥受注者は境界位置について確認を行い、境界外に立ち入らないよう注意すること。

##### 2) 盛土工（一般部）

- ①盛土材は良質土材を使用すること。また、転圧の実施にあたっては、凍上及び降水時は極力施工を避けるか、養生を行った上で施工すること。また、表土掘削は最低0.5m以上で、竹等の根株、腐食土等を除去すること。
- ②急傾斜部盛土は、「道路土工—のり面工・斜面安定工指針（日本道路協会）」に従い、段切を行い、盛土と現地盤の密着を図り滑動を防止しなければならない。
- ③受注者は、締め固めにあたっては、材料の含水比が適切な状態で施工しなければならない。

### 3) 盛土工（改良土）

①改良土の仕様及び施工方法は以下を基本とする。

	埋立ピット下部	ブロック積擁壁下部
必要支持力	300 kN/m <sup>2</sup>	125 kN/m <sup>2</sup>
極限支持力	900 kN/m <sup>2</sup>	375 kN/m <sup>2</sup>
施工方法	バックホウ混合	バックホウ混合
セメントの種類	セメント系固化材 (六価クロム対応型)	セメント系固化材 (六価クロム対応型)
固化材添加量	250kg/m <sup>3</sup>	110kg/m <sup>3</sup>

②地盤改良は、現地の土壌と固化材を攪拌混合することにより強度の増加を図る工法であるが、現地土壌の性状により発現強度が大きく異なるため、施工に先立ち現地土壌を採取し添加量を決定するための室内配合試験を行うこと。

③室内配合試験では目標強度を挟むように3種類の配合量、2材齢（7日、28日）で行い、目標強度を満足できる添加量を求めること。

④室内配合試験により目標強度を満足できる添加量を決定した上で、バックホウによる試験施工を実施し必要支持力を確保していることを確認すること。なお、必要支持力が確保されない場合は、セメントの種類、添加量、施工方法等について監督員と協議すること。

⑤改良後の地盤が設計で要求した性能を有しているかを確認するため、地盤改良後に品質検査を実施すること。品質検査は、1,000m<sup>3</sup>に1回程度一軸圧縮試験もしくは平板載荷試験により発現強度を満足しているか確認を実施すること。

⑥六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出すること。なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」によるものとする。なお、溶出試験は、配合試験に使用する改良材と添加量で実施すること。

### 4) 埋戻し工

①埋立ピット廻りの埋め戻しにあたっては、偏土圧が生じないように埋立ピット外周を均等に埋め戻さなければならない。

②一層の仕上がり厚さ30cm以下を基本として埋め戻さなければならない。

### 5) 残土敷均し工

①受注者は、雨水の排水処理等を含めて、搬入土砂の周囲への流出防止対策を講じなければならない。

②仮置土は、雨水の浸透を防止するため、ブルーシート養生等を実施すること。

## 6) 運搬工

- ①「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「ダンプ規制法」という。）を遵守するとともに、下請負業者・従業員に対するダンプ規制法や過積載防止についての教育を入念に実施すること。
- ②ダンプトラックからの土砂の流出防止につとめなければならない。また、万が一、土砂が流出した場合には監督員へ報告の上、速やかに清掃を行なうこと。

## (2) 法面工事

### 1) 法面整形工

- ①受注者は、掘削（切土）部法面整形の施工にあたり、ゆるんだ転石、岩塊等は、整形法面の安定のために取り除かなければならない。なお、浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、監督員と協議しなければならない。
- ②受注者は、盛土部法面整形の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないように締固めを行わなければならない。
- ③受注者は、崩壊のおそれのある箇所又は湧水、軟弱地盤等の不良箇所の切土法面の施工にあたっては、施工方法等をあらかじめ監督員と協議しなければならない。

### 2) 法面保護工

- ①植生工については、「共通仕様書」第3編 2-14-2 植生工によるものとする。
- ②植生については、造成後すみやかに植生を行うものとする。また施工面積は実測の上、三斜計算とする。

## (3) 地盤改良工事

地盤改良工事は「共通仕様書」第1編 第3章 無筋コンクリート・鉄筋コンクリートに従い施工すること。

- ①盛土部（地盤改良工を含む）での基礎地盤の勾配が1:4以上の場合には、最小幅1.0m、最小高0.5mの段切りを行なうこと。

## 第7節 擁壁工事

### 1. 目的と機能

擁壁工は、埋立ピット周りの搬入道路・場内道路の築造及び浸出水処理施設の造成地を確保するため及び法面安定を確保するための構造物として設置する。

### 2. 使用材料

#### 1) コンクリートブロック積工

- ①コンクリートブロック：間知ブロック
- ②コンクリート：18-8-25BB
- ③再生砕石：RC-40
- ④水抜きパイプ：VPφ75

⑤目地：瀝青質目地板 t=10 mm

2) プレキャストL型擁壁工

①プレキャストL型擁壁：高さ 3.5m、4.0m、4.5m、5.0m

②コンクリート：18-8-25BB

③再生砕石：RC-40

④水抜きパイプ：VP φ75

⑤ジオテキスタイル：引張り強さ 10.0 kN/m

3) L型擁壁工

①コンクリート：24-8-40BB、18-8-25BB

②鉄筋：SD345 (D22、D16、D13)

③再生砕石：RC-40

④水抜きパイプ：VP φ75

4) 逆T型擁壁工

①コンクリート：24-8-40BB、18-8-25BB

②鉄筋：SD345 (D32、D25、D19、D16、D13)

③再生砕石：RC-40

④水抜きパイプ：VP φ75

5) 重力式擁壁工

①コンクリート：18-8-40BB

②再生砕石：RC-40

③水抜きパイプ：VP φ75

6) 軽量盛土工

本工法は管理道路に使用するため、大型トラック相当の荷重を見込むこと。検討にあたり「EDO-EPS 工法 設計・施工基準書（案）」等に準拠し、必要な性能を確保すること。なお、EPS ブロックは「EDO-EPS 工法認定ブロック」を使用すること。

①EPSブロック工：6,400m<sup>3</sup>

②コンクリート床板工

③基礎コンクリート工

④壁面工

⑤防護柵基礎工

7) プレキャストL型擁壁工

①プレキャストL型擁壁：高さ 2.0m

②コンクリート：18-8-25BB

③再生砕石：RC-40

④水抜きパイプ：VP φ75

### 3. 施工

#### 1) コンクリートブロック積工

コンクリートブロック積工は「共通仕様書」第10編 第1章 第8節 石・ブロック積（張）工に従い施工すること。

#### 2) 逆T式擁壁工、L型擁壁工

逆T式擁壁工、L型擁壁工は「共通仕様書」第10編 第1章 第7節 擁壁工に従い施工すること。また、施工後においては、ひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査を実施すること。

#### 3) プレキャストL型擁壁工

プレキャストL型擁壁工は「共通仕様書」第10編 1-6-2 軽量盛土工に従い施工すること。

## 第8節 被覆工事、埋立ピット本体工事

### 1. 目的と機能

被覆施設に求められる機能は、基本的機能の抑制、外部要因の抑制、内部要因の抑制、関連施設がある。基本的機能の抑制がある。また、埋立ピットは、埋め立てられた廃棄物を安全に貯留・保管するとともに埋立ピット内で発生する浸出水がピット外へ流出することを遮断する目的で設置する。

- 1) 基本的機能の抑制では、埋立廃棄物と被覆施設を設けた最終処分場の貯留・処理機能、被覆施設を設けた最終処分場の環境保全及び地域還元が可能である。
- 2) 外部要因の抑制では、雨水、風、積雪の抑制が可能である。
- 3) 内部要因の抑制は、廃棄物の散乱、臭気・ガス、温度の抑制が可能である。
- 4) 関連施設では、浸出水の発生と浸出水処理施設、遮水工、廃棄物の早期安定化・資源化が可能である。

### 2. 使用材料、品質等

被覆施設工事、埋立ピット工事は、建築設計図面に記載の特記仕様や「標準仕様書」、「建築工事共通仕様書」、「建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事（日本建築学会）」に準拠する。

各種設備（散水設備、換気設備、照明設備等）の仕様も建築設計図面の特記仕様によるものとする。

## 第9節 地下水集排水施設工事

### 1. 目的と機能

地下水の揚圧力によって遮水工の膨れ上がりに伴う、遮水工の損傷を防止することや土工事に用いられる土工重機や運搬車両のトラフィカビリティ（施工現場の地面が建設機械の走行に耐えうるかどうかを表わす度合）を確保することにより安全で円滑な工事の進

行を確保することを目的として、地下水集排水管を設置する。

## 2. 使用材料

### 1) 地下水集排水工

- ①高密度ポリエチレンダブル管 有孔管 φ 300mm (幹線)
- ②高密度ポリエチレンダブル管 有孔管 φ 150mm (枝線)
- ③曲管 : φ 300
- ④自在エルボ : φ 300、φ 150
- ⑤異径チーズ管 : φ 300-φ 150
- ⑥チーズ管 : φ 300
- ⑦短繊維不織布 t=10 mm
- ⑧単粒度碎石 4号 (30~20)
- ⑨板状排水材 W=300mm、t=10mm

上記のポリエチレンダブル管・有孔管の孔径は、監督員と協議の上決定するものとする。

## 3. 施工

地下水集排水施設の施工は、「共通仕様書」第10編 1-10-6 地下水排水工に準拠することを基本とする。

- ①集排水管の継手部は、1箇所ごとに受口部への差口部長さをチェックし、確実に接合しなければならない。
- ②管の切断又はせん孔等に際しては、有害な損傷が生じないように丁寧に仕上げること。
- ③管の接合部は清掃し、管接合部の離脱などが生じないように所定の器具を用い十分に密着させること。
- ④地下水集排水管の周囲には、土砂や異物の混入のない切込碎石 (RC-40) を管への衝撃や偏圧を与えないよう左右均等に層状に締固めなければならない。
- ⑤管口端部が生じる場合は、土砂等が入らないようにキャップを設置すること。
- ⑥単粒度碎石 4号 (30-20) に土砂が混入しないように上部に短繊維不織布を敷設すること。また、短繊維不織布の縦断方向の重ね代は 20cm 以上とし手動式熱融着機で接合すること。
- ⑦地下水集排水管の設置位置は設計図面を参考としながら、造成後の地質状況や湧水状況に十分配慮して、路線ごとに照査しなければならない。設計図に示された位置が不適当と判断される場合、追加設置が必要と判断される場合、湧水量からみて管径が過小と判断される場合等は、監督員に代替案を提示して指示を得ること。
- ⑧既往の山水の利用を下流部で確保するため、現況沢部の農業用水 (VP 管) を切り回す工事を行うこと。

## 第10節 遮水工事

### 1. 目的と機能

遮水工は埋立廃棄物の保有水による公共水域や地下水の汚染を防止し、並びにこれらに起因する周辺環境への悪影響を防止するために設置する。この目的を達成するためには以下のような各種機能を満足する必要がある。

- ①浸出水による地下水汚染を防止する機能（遮水機能）
- ②基盤の凹凸や廃棄物中の異物による損傷を防止する機能（損傷防止機能）
- ③万一の地下水汚染に対し、その程度を軽減させる機能（漏水通過時間確保機能、汚染軽減機能）
- ④遮水機能の損傷状況をモニタリングする機能（損傷モニタリング機能）

### 2. 遮水工の仕様・規格

#### (1) 遮水シート

- 1) 遮水シートの仕様・規格は、以下のとおりとする。

遮水シートの仕様・規格

	中弾性タイプ	準ずる試験方法
材質	低密度ポリエチレン	—
厚さ	1.5mm	JIS K 6250
引張強さ	140 N/cm 以上	JIS K 6251
伸び率	400%以上	JIS K 6251
引裂強度	70 N 以上	JIS K 6252
接合部せん断強度	80 N/cm 以上	JIS K 6850
その他	「計画・設計・管理要領」の「表 5.2-1 最終処分場で使用する遮水シートの目安一覧」に従うこと。	

#### (2) シート保護材

- 1) シート保護材の仕様・規格は、以下のとおりとする。

保護マットの仕様・規格

	長繊維不織布	短繊維不織布	準ずる試験方法
材質	合成樹脂	合成樹脂	—
厚さ	4.0mm	10.0mm	—
目付量	400g/m <sup>2</sup> 以上	1,000g/m <sup>2</sup> 以上	—
引張強さ	185 N/cm 以上	28 N/cm 以上	JIS L1908
貫入抵抗	500 N 以上	500 N 以上	ASTM D4833
耐久性・安全性	「計画・設計・管理要領」の「表 5.2-7 保護マットの目安一覧」に従うこと。		



2) 保護マットは、ポリエステル材を用いた製品であること。また、長繊維不織布の表面は同一色のものとする。

(3) シート固定工

- ・フラットバー（アルミ製） : t=6 mm、B=50 mm
- ・アンカーボルト : M8×70、埋込深さ 35mm
- ・ディスク固定

(4) 保護土工

- ・保護砂 : t =50cm

(5) 集水ピット貫通工

- ・シート溶着用ポリエチレン板
- ・巻立てコンクリート : 18-8-40BB
- ・異径鉄筋 : SD295A D13

(6) 漏水検知システム 1式

3. 遮水シート（中弾性タイプ）の施工

施工に先立ち、「材料承諾願い」を監督員に提出し、承諾を受けなければならない。

(1) 接合方法

遮水シートの施工は、日本遮水工協会が認定する遮水工管理技術者を1名以上配置し、かつ遮水工接合部の施工者には、同協会が認定する遮水工施工技能者の資格を有する者を配置すること。なお、施工者の接合技術の程度は、施工経歴書の他、現場接合試験等によって監督員が確認する。

- ①接合は原則として、自走式熱融着機で行うこと。
- ②接合条件(加熱温度、自走速度、ローラ押圧)を設定するため、融着試験を2回/日(施工日は毎日、朝・昼)実施すること。ただし、融着試験時と実施工時との気象条件に大きな差が生じる可能性がある場合には、別途に融着試験を実施しなければならない。
- ③3枚重ね部は、増張りシートを全面又は外周溶着した後、押出し溶着機械でさらに肉盛り溶着(補強)すること。

(2) シート接合の気象条件

シート接合の気象条件は、下記を標準とすること。ただし、接合部せん断引張り強度試験を監督員の立合のもとに行い、所要の強度が得られた場合は、下記の気象条件の範囲外であっても、監督員の承諾の上、シート接合は可能とする。

- ①気温 : 5 ~ 35℃
- ②湿度 : 70%以下
- ③風速 : 平均 8m/sec 以下
- ④天候 : 曇天~晴天

### (3) 管理方法

- ①基盤調査：コンクリート面にひび割れ又は突起物がある場合には補修又は除去すること。
- ②整地精度：「計画・設計・管理要領」に準拠し、遮水シートの下地は凹凸、段差、亀裂等が存在しない安定した基盤とすること。
- ③シート割付図：合理的な標準形状を決めて、現場の溶着を最小限に留めること。また、重ね部は3枚重ねを限度とする。加工日時・番号等を決めて記録に残すこと。
- ④シートの展張：壁面は、クレーン、人力等で展張・敷設する。その時、シートに摩擦・衝撃等を与えないよう注意を払うこと。シートが泥油等で汚れている場合は、ウエス等で十分清掃し、水拭きしてからエタノール拭きすること。
- ⑤シートの接合：自走式熱融着機の作業条件(加熱温度、自走速度、ローラ押圧)は現場での事前の融着試験を行った上で、監督員と協議し決定すること。

### (4) 接合部の検査

- ①接合部検査は、遮水シートの重ね幅、接合幅、水密性及び接合強度を確認すること。遮水シートの重ね幅、接合幅の検査は全延長とし、接合部端部はすべて人力によるせん断引張試験を行うこと。
- ②現場接合部の水密性の検査は、接合終了後、接合部を十分養生した上で1週間以内に、全延長について目視検査を行った後、容器方式負圧検査、加圧式検査のいずれかの方法で検査すること。なお、この検査にかかる費用はすべて受注者の負担とする。

### (5) その他の特記事項

- ①シートと異物質（コンクリート構造物、浸出水集排水管等）との取合い部等の処理については、施工前に「シート施工要領書」を作成の上、監督員と協議すること。
- ②検査に合格したシートブロックは、礫や異物等がシート表面に無いことを確認した後、速やかに上部保護マットを敷設すること。
- ③被覆施設の入口部においては、絶縁性を有する施工方法とすること。
- ④浸出水集排水管が遮水シートを貫通する部分は、浸出水の漏水や電氣的漏水検知システムに支障が生じないように施工すること。
- ⑤集水ピットは、防食工等を施す前に水張り試験を行って水密性を確認すること。水張り試験は、事前に「試験要領書」を提出し監督員の承諾を得ること。

## 4. 保護マット敷設工（長繊維不織布・短繊維不織布）

施工に先立ち、「材料承諾願い」を監督員に提出し、承諾を受けなければならない。

### (1) 施工方法

- ①底面部、壁面部ともクレーンや人力で安全で効率的な施工とすること。
- ②手動式熱融着機で接合すること。

③重ねあわせ代は、10cm 以上とすること。

(2) 管理方法

計測機器又は目視チェック等により管理すること。

(3) その他の特記事項

①遮水シート下側の不織布は、シート面に突起等がないことを十分確認した上で敷設すること。その時、必要に応じて監督員による確認を行うこと。

②遮水シート上側の不織布は、遮水シートを十分に清掃した後に敷設すること。

③不織布は、保護土撒き出し後にも重ね合わせ長さが十分に取れるように敷設すること。

5. シート固定工の施工

シート固定工の施工は、天端をフラットバー固定、壁面をディスク固定、フラットバー固定とする。また、シート固定工の施工に先立ち、「シート固定工施工要領書」を監督員へ提出し承諾を得ること。

(1) 基礎底盤部

①コンクリートの角で遮水シートが破損しないよう十分な面取り等（例：50mm×50mm）を行なうこと。

(2) 壁天端部

①使用材料は、フラットバー（ $t=6\text{mm}$ 、 $B=50\text{mm}$ ）及びコンクリートアンカーボルト（ $M8 \times 35$ ）とする。

②パッキング材が密着するようコンクリート表面のバリは除去し、アンカーボルトはフラットバーが浮き上らないように均等に締め付けること。

③壁天端においてもコンクリートの角で遮水シートが破損しないよう十分な面取り等（例：50mm×50mm）を行なうこと。

6. 保護土敷設工

(1) 保護土の仕様・規格

保護土の仕様・規格は、下記のとおりとすること。

①保護土は、購入砂とする。

②厚さは、底面 50cm とする。

(2) 施工方法

保護土の施工方法は、下記を基本とすること。

①遮水シート表面での保護土の施工は重機による遮水シートの損傷が生じないように十分に注意すること。

②購入砂を順次、小運搬を行う。その後、敷き均しを行い、4t 級タイヤローラで締めを行うこと。タイヤローラで締めを行う場合、シート損傷を事前に回避するため、補助として作業員を必ず配置すること。

- ③埋立ピット壁面から 0.5m～2.0mの範囲においては、人力による振動ローラ（ハンドガイド式 0.8～1.1t）で十分に締め固めを行うこと。
- ④埋立ピット壁面から 0.5m以内においては、タンパ及びランマにより十分に締め固めを行わなければならない。
- ⑤浸出水集排水管の周辺での敷設は、浸出水集排水管に損傷を与えないよう入念に施工しなければならない。
- ⑥浸出水集排水管が遮水シートを貫通する部分は、浸出水の漏水や電氣的漏水検知システムに支障が生じないように施工すること。

### (3) 管理方法

所要の厚さが確保されるよう、下がり管理又はボイド管の埋め込み等により厚さ管理を行う。

## 7. 漏水検知システム

### (1) 遮水工モニタリング計画書

受注者は工事の着手に先立ち、前記の「施工計画書」において遮水工モニタリングを明らかにすること。遮水工モニタリング計画には以下の項目を記載すること。

- ①遮水工モニタリングの目的
- ②モニタリングシステム概要
  - ・システムの特徴、システム構成、システムの原理
  - ・電極配置平面図・標準断面図
- ③モニタリング設備の仕様
  - ・検知対象範囲（2重遮水シートの上層シート）
  - ・検知精度（±2.0m）（現場精査でこの精度を出すことを可能とする）
  - ・対象孔の大きさ（1cm<sup>2</sup>以上）
  - ・システム仕様（検知方式、検知精度、測定管理、使用材料）
- ④施工
  - ・施工フロー、施工方法、施工記録、施工図
  - ・試運転及び運転指導
- ⑤使用設備・材料
- ⑥保証期間・保証内容
- ⑦維持管理

### (2) 耐用年数

埋立地内に設置するモニタリングパイプ類や電極等の耐用年数については、監督員と協議の上、決定するものとするが、遮水工モニタリング計画には廃棄物層に埋設した調査データやこれに代わるその耐久性を証明するデータ等を添付すること。

### (3) メンテナンス性

最終処分場の埋立開始時点から埋立完了予定期間（想定20年）、メンテナンス契約により機能を点検することで、システムの機能を含め交換等のメンテナンスが可能なものとする（埋立地の中に設置されたものを除く）。そのメンテナンス方法は遮水工モタリング計画に示すこと。部品ごとにメンテナンス方法が異なる場合は、部品ごとに示すこと。更に、各部品が故障した場合の交換方法とその概算費用、各部品が故障した時と修復後の測定への影響の程度を明確に示すこと。

#### (4) システムの操作性

システムを管理する担当者に負担がかからないように、自動運転が可能なものとし、必要に応じて任意の時にも手動により測定ができるものとし、何れの測定仕様を満足すること。また、異常を検知した場合は上記担当者が簡単に異常とその発生ブロックを認知できる情報伝達方法を備えていること。更に、部品の劣化等により機能が劣った場合は、上記担当者に知らせる何らかの方法を備えていること。

#### (5) その他の機能

通常想定される天候変化（集中豪雨、誘導雷、停電）等に対しては、対策が講じられていること。

### 8. 性能に関する事項の確認方法

- ①「廃棄物最終処分場性能指針（厚生省）」に準拠すること。
- ②遮水シート及び保護マットは、「計画・設計・管理要領」に示された品質と同等以上の品質の材料であること。全ての項目に対し、公的機関の試験成績書を提出すること。
- ③遮水工の破損に対する修復方法については、計画する修復方法による実証設備あるいはその他の方法により得られたデータの評価結果を有すること。
- ④保護土施工完了後、電氣的漏水検知システムにより、底面部遮水シートに破損がないことを確認すること。（その際には、保護土に計測上必要な水分を供給すること）

## 第11節 雨水集排水施設工事

### 1. 目的と機能

雨水集排水施設の目的は、施設の流域の降雨を速やかに集水し、速やかに排除する機能を有することである。

### 2. 使用材料の仕様・規格

#### (1) 搬入道路部、管理道路部

##### ①側溝工

- ・車道用U型側溝：300A、300B、400A、500A
- ・歩道用U型横断側溝：300A
- ・コンクリート蓋（車道用）：U300用、U400用、U500用

- ・コンクリート蓋（歩道用）：U300用
- ・横断グレーチング（横断U300用 T-25）
- ・自由勾配側溝（縦断用）：W500×H500、W500×H600、W500×H700、W500×H800  
W500×H900 W500×H1,000、W500×H1,100、W500×H1,200
- ・自由勾配側溝（横断用）：W300×H300、W500×H600、W500×H1,200
- ・自由勾配側溝コンクリート蓋：500用 T-25
- ・自由勾配側溝グレーチング蓋：500用 T-25
- ・インバートコンクリート：18-8-25BB

#### ②集水柵工

- ・現場打ち集水柵：500×500×H600、500×500×H700
- ・現場打ち集水柵：600×600×H800
- ・現場打ち集水柵：700×700×H800、700×700×H800、700×700×H900  
700×700×H1,400
- ・現場打ち集水柵：1,100×1,100×H1,500
- ・グレーチング蓋（T-25） 500×500用、600×600用、700×700用、1,100×1,100用

#### ③管渠工

- ・台付き管：φ800
- ・硬質塩化ビニル管：VUφ150

### (2) 現況沢排水部

#### ①側溝工

- ・U型側溝：U-300×300、1,000×1,000

#### ①暗渠工

- ・台付き管：φ900
- ・アーチカルバート：特特厚 1,200×1,200
- ・高密度ポリエチレン管：φ150
- ・硬質塩化ビニル管：VPφ25

#### ②集水柵工

- ・角型マンホール：H1,970×W1,500×L1,500
- ・角型マンホール：H7,800×W2,000×L2,000
- ・角型マンホール（地下水集水ピット）：H2,300×W600×L900

#### ③カゴ工

- ・フトンカゴ：H1,200×W500×L1,000

#### ④山留工 1式

### 3. 施工

雨水排水施設は「共通仕様書」第10編 第10節 排水構造物工（小型水路工）に従い施工すること。

#### (1) U型側溝工・自由勾配側溝工

- ①側溝等の位置は、設計図をもとに現場位置出しを行うが設計図と現場に相違がある場合は、速やかに監督員と協議を行うこと。
- ②側溝等の基盤の地質に変化が生じた時は、監督員に報告し指示を受けること。
- ③布設縦断勾配は設計図に従うものとするが、後日排水に支障が生じると思われる場合、監督員の指示を受け変更施工する。
- ④側溝等の施工にあたっては、水勾配が確保されていることを確認の上、流水面に滞水が生じないように十分に注意して施工しなければならない。
- ⑤側溝等の基盤が盛土となる区間は、現地盤の段切りを行った上で十分な締固めを行うこと。特に、切盛境は入念に施工すること。
- ⑥埋戻しに当っては構造物を損傷しないように留意し、偏心・偏圧のかからないように埋戻し材で左右均等に層状に十分突固めること。
- ⑦埋戻し前に監督員の構造物出来形確認を受けること。
- ⑧水路の保護コン、洗掘防止コン等連続しているものは、10mごとに目地材を設ける。この場合の厚みは、 $t = 10\text{mm}$ とする。

#### (2) 法面排水工

- ①掘削断面は法面部となることから、法面を乱さないよう掘削断面を必要最小限に留めること。

#### (3) 集水柵設置工

- ①集水柵の基礎は、ランマー等により十分に転圧し、特に計画高については慎重に施工しなければならない。
- ②集水柵のコンクリート打設においては、底版を最初に打設し、硬化後側壁を打設すること。

#### (4) 組立人孔築造工

- ①受注者は、人孔の側塊が動揺しないよう接合用モルタルを敷き均して据え付け、漏水等が生じないように入念に施工しなければならない。
- ②人孔天端の仕上がり高さに変動が生じた場合は、監督員の指示に従い設置するものとする。
- ③組立人孔の周囲は施工後沈下することが多いため十分に締め固めを行うこと。

#### (5) ふとん籠工

- ①「共通仕様書」第3編 2-3-32 かごマット工に従い施工すること。

- ②詰石にあたっては、外まわりになるべく大きな石を選び、籠の先端より逐次詰め込み、籠目をくずしたり、籠をつぶしたりしないように施工すること。

## 第 1 2 節 雨水流出抑制施設工事及び消防水利施設工事

### 1. 設置目的

雨水流出抑制施設は、地形の変更に伴う下流河川への雨水流出量の増大を抑制し、下流河川の流下能力に応じた流出調節を行なうことを目的とする。

### 2. 使用材料の仕様・規格

#### ①雨水流出抑制施設工

- ・雨水流出抑制施設：樹脂製貯留施設（既製品）
- ・プレキャストマンホール（流入側）：角型マンホール 1,500 型
- ・プレキャストマンホール（流出側）：角型マンホール 1,500 型
- ・車道用 U 型側溝：U-500×500
- ・放流管：台付管 φ 900

#### ②消防水利施設工

- ・消防水利施設：2 次製品耐震性貯水層

## 第 1 3 節 浸出水集排水施設工事

### 1. 設置目的

浸出水集排水施設は、浸出水をできるだけ速やかに埋立地系外に排除することによって、廃棄物層内を好気性又は準好気性状態に保ち廃棄物の分解を促進すると同時に、浸出水の水質悪化を防止する。また、浸出水の水圧による遮水シート及び貯留構造物への構造的な負荷を低減することを目的とする。

### 2. 使用材料

#### (1) 集排水管

- ①高密度ポリエチレンダブル管：有孔管 φ 400（幹線）
- ②高密度ポリエチレンダブル管：有孔管 φ 200（枝線）
- ③曲管 45°：φ 200
- ④異径チーズ管：φ 400-φ 200
- ⑤チーズ管：φ 200
- ⑥フィルター材：単粒度碎石 4 号（30-20）
  - ・上記の有孔ポリエチレンダブル管の孔径は、監督員と協議の上決定するものとする。

### 3. 施工

浸出水集排水施設の施工は、「廃棄物最終処分場性能指針（厚生省）」に準拠することを基本とする。

- ①集排水管の底部の単粒度碎石 4 号の敷設の際には、下部の底面遮水工に損傷を与え



ないよう慎重に施工すること。

- ②集排水管の幹線φ400と枝線の接合は、原則として管頂接合とする。
- ③集排水管の継手部は、1箇所ごとに受口部への差口部長さをチェックし、確実に接合しなければならない。
- ④管の切断又はせん孔等には、有害な損傷が生じないように丁寧に仕上げること。
- ⑤管の接合部は清掃し、管接合部の離脱などが生じないように所定の器具を用い十分に密着させること。
- ⑥集排水管の底部・側部及び頂部には、土砂や異物の混入のない単粒度砕石4号を管への衝撃や偏圧を与えないよう、左右均等に層状に敷き固めること。
- ⑦集排水管上部は重機を走行させてはならない。工事施工上やむを得ず走行させる場合は、適切な対策工を監督員に提示し承諾を得ること。
- ⑧集排水管の管口端部（枝線φ200）は、土砂等が入らないようにキャップを設置すること。

#### 第14節 埋立ガス処理施設工事

##### 1. 設置目的

埋立地内の廃棄物が安定する過程で埋立地から可燃性ガスなど種々のガスが発生することから、これらの発生ガスを速やかに排除するために発生ガス抜き施設を設置する。また、浸出水集排水管と一体となって、ガス抜きと同時に空気を供給することによって、準好気性領域の拡大にも寄与するものである。

##### 2. 使用材料

- ①高密度ポリエチレンダブル管：有孔管φ200
- ②有孔キャップ：φ200
- ③長繊維不織布：t=4.0mm
- ④両面接着テープ：ブチルゴム

上記の有孔ポリエチレンダブル管の孔径は、監督員と協議の上決定するものとする。

##### 3. 施工

- ①壁面部ガス抜き立上管の施工は、「廃棄物最終処分場性能指針（厚生省）」に準拠することを基本とする。
- ②埋立作業の影響で管の移動や接合部の離脱等が生じないように堅固に固定する。
- ③管の継手部は、1箇所ごとに受口部への差口部長さをチェックし、確実に接合すること。
- ④法面ガス抜き管の固定を確実にするため、長繊維不織布の溶着幅を確実に確保すること。
- ⑤土砂の流入等による閉塞が生じないように必要な措置を講じること。

## 第15節 モニタリング施設工事

### 1. 設置目的

地下水モニタリング施設は、周辺環境の汚染防止・監視を行うため、土木工事開始時点から廃止までの期間を通じて地下水の環境項目を定期的に測定する目的で設置する。

### 2. 使用材料

#### (1) モニタリング井戸：

- ①硬質塩化ビニル管：VP 有孔管 φ100
- ②硬質塩化ビニル管：VP 無孔管 φ100
- ③プレキャスト枠：φ300×H500
- ④上蓋：φ100用 塩ビ製
- ⑤底蓋：φ100用 塩ビ製
- ⑥止水材：ベントナイト
- ⑦充填材：珪砂3号

#### (2) モニタリング枠

- ①コンクリート：18-8-25BB

### 3. 施工

- ①モニタリング井戸・地下水集水ピットの設置場所はあらかじめ監督員の承諾を得ること。
- ②モニタリング井戸・地下水集水ピットの設置は、土木・造成工事の着手時に実施すること。
- ③モニタリング井戸・地下水集水ピット設備の詳細、設置方法等については、あらかじめ監督員の承諾を得ること。

## 第16節 道路設備工事

### 1. 設置目的

道路設備は、溶融飛灰処理物運搬用車両、覆土運搬車及び工事用車両の入場・退出に加えて、維持管理用車両、職員用車両、外来車両が通行するために設置する。また、最終処分場の諸施設の日常管理、保守・点検並びに防火・安全管理などのために、さらに材料などの搬出入のために設置する。

### 2. 使用材料の仕様・規格

#### (1) 搬入道路及び管理道路、付替道路

- ①再生密粒度アスファルト：As20F
- ②粒度調整碎石：M-40
- ③再生碎石：RC-40
- ④土間コンクリート工

- ・コンクリート：18-8-25BB
- ・鉄筋金網：CD6-150mm×150mm
- ・瀝青質目地板：t=10mm

(2) 場内道路工

①コンクリート舗装工

- ・コンクリート 1 曲げ 4.4Mpa
- ・鉄筋金網：CD6-150mm×150mm
- ・瀝青質目地板：t=10mm

②粒度調整砕石：M-40

③再生砕石：RC-40

(3) 防護柵工

①ガードレール：Gr-C-2B

②ガードレール：Gr-C-4E

③ガードレール基礎 (1)：H=500

④ガードレール基礎 (2)：H=450

⑤ガードレール基礎 (3)：H=700

⑥ガードレール基礎 (4)：H=500

⑦衝突防止ポール：φ139.8mm、H=1,500

(4) 区画線工

①溶融式区画線：停止線 W=300mm

(5) 計量設備工

①計量機：W=3.0m、L=8.0m

②コンクリート：24-8-25BB、18-8-25BB

③異形鉄筋：SD345 D16、D13

④グレーチング (T-25)：600×600、700×700

⑤ステップ：φ16、W=250mm、防食塗装

⑥基礎砕石：RC-40

3. 施工

舗装工は「共通仕様書」第10編 第2章 第4節 舗装工及び第8節 防護柵工に従い施工すること。

(1) 舗装準備工

- ①受注者は、側溝、集水桝、人孔等の路面露出構造物の高さをあらかじめ計画路面に合わせて調整し、舗装と接する部分は入念に清掃しなければならない。
- ②舗装に先立ち、路床条件が同一と考えられる区間ごとに現場CBR試験を行い、その結果を報告し、監督員の指示を受けること。

③舗装の施工は、十分に排水施設を設置して湧水等の処置後に行うこと。

(2) 下層路盤工

①材料は、再生砕石 40mm 以下を使用し、仕上り厚さは 15cm とする。

②受注者は、粒状路盤材の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、1 層の仕上がりが厚さで 20 cm を超えないように均一に敷均さなければならない。

(3) 上層路盤工

①材料は、粒度調整砕石 M-40 を使用し、仕上り厚さは 10cm とする。

②受注者は、粒状路盤材の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、1 層の仕上がりが厚さで 15 cm を超えないように均一に敷均さなければならない。

(4) 表層工

①材料は、再生密粒度アスコン 20F を使用し、仕上り厚さは 5cm とする。

②再生密粒度アスコンを敷均したときの混合物の温度は 110℃ 以上、また、1 層の仕上がりが厚さは 10 cm 以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、監督員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。

③プライムコート及びタックコートの使用量については、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

(5) ガードレール

①材料はすべて「共通仕様書」第 2 編 2-5-16 ガードレール（路側用、分離帯用）に適合すること。

②支柱は、原則として鉛直に設置すること。

## 第 17 節 囲障設備工事

### 1. 設置目的

囲障設備は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」によって設置が義務付けられており、埋立地にみだりに関係者以外の人間が立ち入る危険を防止するために設置する。

### 2. 使用材料の仕様・規格

#### (1) 囲障工

①立入り防止柵：ネットフェンス H=1.8m

#### (2) 門扉工

##### ①門扉（伸縮式）

・引戸門扉：アルミ製 H=1.2m、W=6.0m

・コンクリート：18-8-25BB

・基礎砕石：RC-40

##### ②コンクリート塀

- ・コンクリート：24-8-25BB

- ・基礎砕石：RC-40

③立て札：案内看板用

- ・アルミ板：t=1.5 mm

- ・アルミ製支柱

- ・コンクリートブロック：400×400×600

### 3. 施工

囲障設備工は「共通仕様書」第14編 3-11-7 門扉工及び3-11-8 柵工に従い施工すること。

## 第18節 付帯設備工事

### 1. 設置目的

付帯設備は、埋立地に溶融飛灰処理物を搬入した車両、覆土搬入車両の車体やタイヤ等に付着した土砂や溶融飛灰処理物を公道に出る前に除去するための洗車設備や照明、安全設備を設置する。

### 2. 使用材料の仕様・規格

①照明工：照明柱基礎、照明柱・灯具

②カーブミラー：1面、2面

③洗車設備：ハイウォッシャー

## 第19節 植生工事

### 1. 設置目的

植生工事は、周辺環境への影響の配慮及び雨水による法面の浸食防止を目的とする。

### 2. 使用材料の仕様・規格

①植生シート

②植生マット（肥料袋付き）

### 3. 施工

植栽工は「共通仕様書」第3編 2-14-2 植生工に従い施工すること。

## 第20節 広域最終処分場工事区分

広域最終処分場の工事区分について以下に示す。記載のない事項については土木、建築、浸出水処理施設工事の各業者で協議して進めること。

工事区分

工事区分		土木工事	建築工事	水処理施設工事
上水・防火水槽	上水	・水処理施設工事区分以外の配管	—	・処分場入り口からの配管、給水メーター、受水槽の設置 ・プラント用水、生活用水の配管
	防火水槽	・管理道路下に設置	—	—
	処分場内散水設備	—	・散水用貯水槽 ・散水関係設備（散水用ポンプを含む）の設置	・散水用貯水槽までの配管の設置
	洗車用散水栓	—	・散水栓と配管の設置	—
	消火栓	— —	— ・屋内消火栓	・補水用消火栓 —
排水	生活排水	—	—	・浄化槽の設置 ・浄化槽から原水槽までの配管
	浸出水	・浸出水集排水管	・浸出水集水ピット内の工事、防食塗装	・浸出水集水ピット内ポンプ及びピット内の配管 ・水処理施設までの配管
	雨水	・水処理施設工事区分以外の側溝	—	・管理棟周囲の側溝
	トラックスケール排水	・雨水枿までの排水管	—	—
	洗車排水	・ハイウォッシャー	—	—
	処理水	—	・散水用貯水槽 ・散水関係設備（散水用ポンプを含む）の設置	・循環利用のための散水用貯水槽まで配管の設置
受電・配電	—	・被覆施設内の配線	・電気盤の設置 ・管理棟、被覆施設までの配管・配線・電柱の設置（被覆施設外の配線等）	

工事区分

工事区分		土木工事	建築工事	水処理施設工事
電話・LAN・非常通報	電話	—	—	・電話機、配線の設置
	LAN	—	—	・LAN ケーブル等の設置
	漏水検知システム	・漏水検知システムの設置	—	・漏水検知システムの PC 設置場所の確保
	水処理監視機器	—	—	・管理棟に設置する機器及び配線、配管
	ガス検知機	—	・ガス検知機、パトライトの設置	—
ITV	ITV	—	—	・ITV の配線、カメラ、監視モニターの設置（被覆施設内も含む）
その他	トラックスケール	・トラックスケール本体の設置	—	・トラックスケール計量システム及び配線等の設置
	スピーカー	—	—	・管理棟に設置
	モニタリング井戸	・モニタリング井戸の設置	—	・連続測定機器の設置及び配線
	建物基礎	・コンクリートピット下部の基礎（地盤改良を含む）	—	・管理棟下部の基礎の造成
	照明	・街灯	・被覆施設内の照明	—
	インターホン	—	—	・管理棟に設置
	施設敷地内舗装・駐車ます表示	—	—	・水処理及び管理棟周辺舗装工事及び駐車ます表示